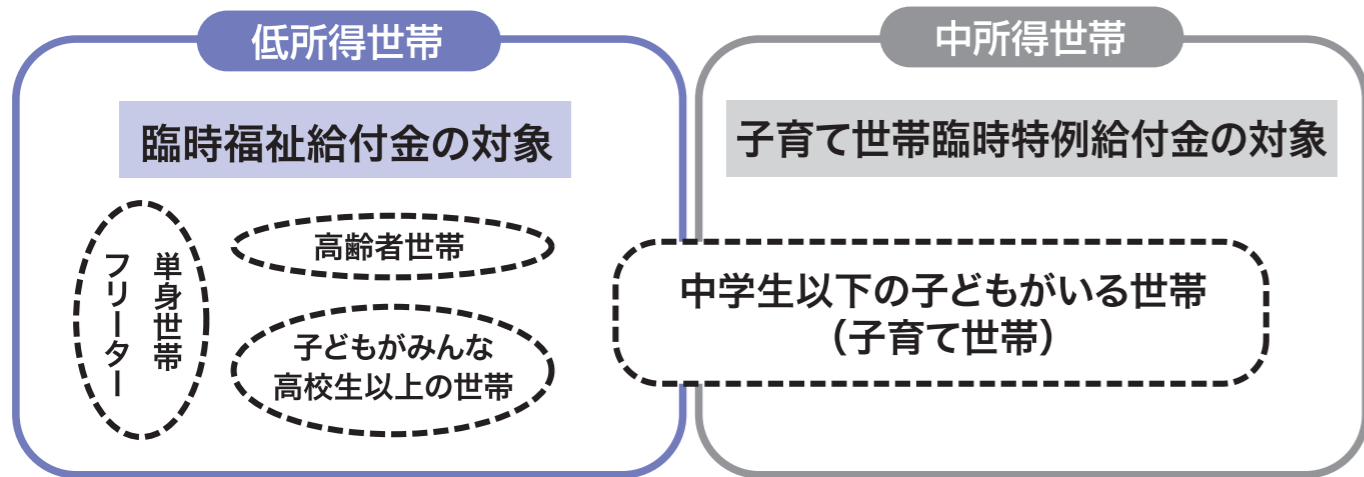


【給付対象者イメージ】



# お知らせ 2つの給付金

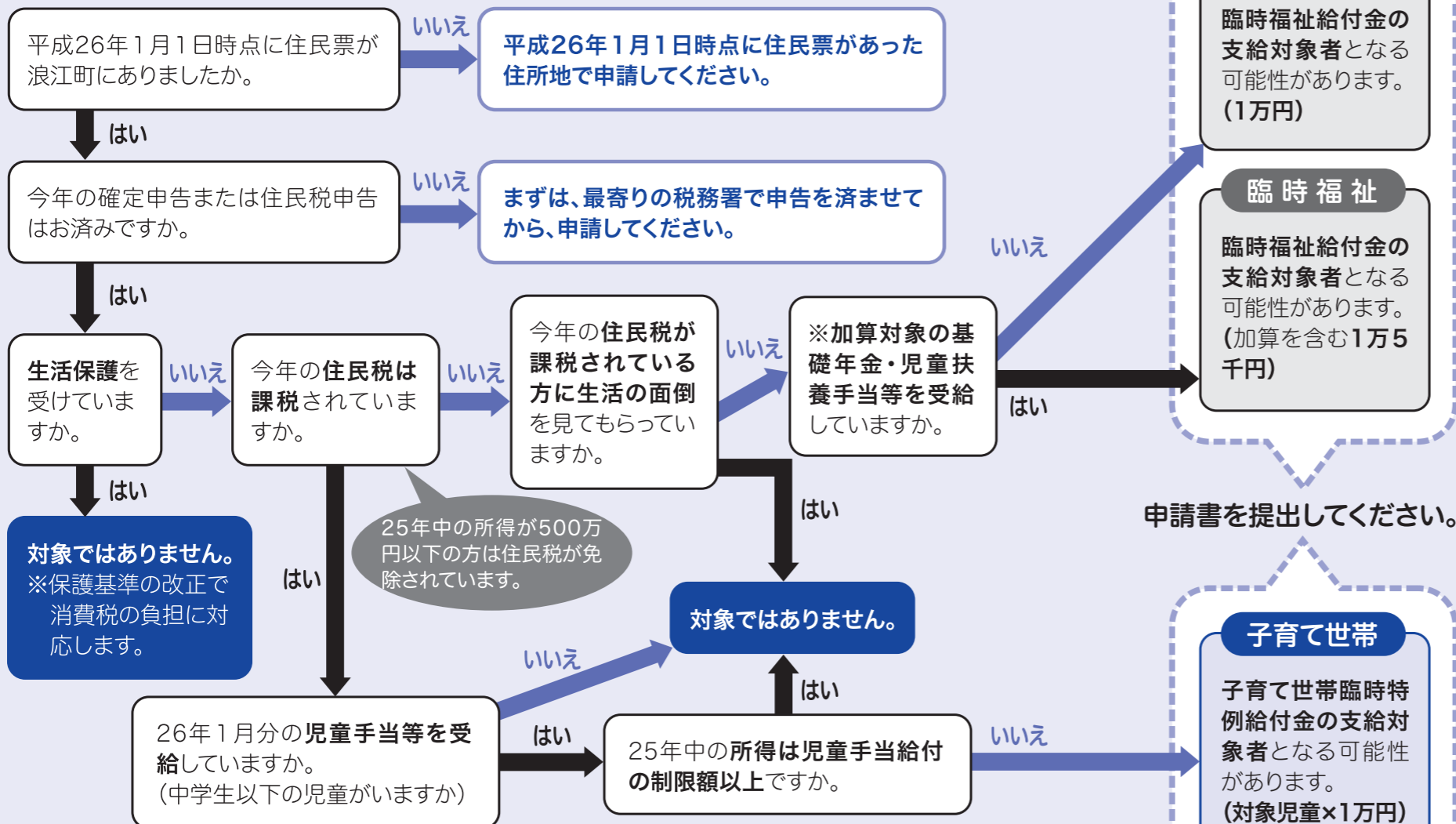
受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。

平成26年4月の消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施します。

今回の制度は全ての方に該当するとは限りません。  
“対象者診断チャート”でご自身の受給資格を確認してください。

## 対象者診断チャート

平成26年1月1日時点で  
住民票が浪江町にあった方が対象です。



※加算対象など詳しい内容については、6月末頃にお送りする案内兼申請書をご確認ください。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
制度内容	所得の低い方の負担を緩和します。 対象者1人あたり1万円 (加算対象者は1万5千円)	子育て世帯の負担を緩和します。 対象児童1人あたり1万円
案内開始日	6月末頃 全世帯の世帯主に案内兼申請書を郵送します。	7月末頃 臨時福祉給付金の対象にならない世帯のうち、平成26年1月分の児童手当の受給者へ案内と申請書を郵送します。(※1)
申請期間	平成26年 7月7日～12月26日	平成26年 8月4日～12月26日
申請方法	申請書を提出 本人確認書類、通帳のコピーなどを同封してください。	
申請先・連絡先	介護福祉課福祉係 TEL 0243 (62) 4737	教育委員会事務局 子育て支援係 TEL 0243 (62) 0170
	各出張所でも受け付けます。	

(※1) 6月末頃にお届けする臨時福祉給付金の申請書とお間違のないようご注意ください。



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」を名乗った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住いの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。